

(参考様式第9号の2)

2026年度支援業務に係る事業計画

2026年 4月 1日から 2027年 3月 31日まで

(法人の名称) 特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク

1 事業実施の方針

当法人は、全国各地のホームレス支援活動等を行う団体のネットワーク組織として、会員団体との連携のもと、ホームレス等の社会的処遇の改善や安定した就労の場の確保等の自立支援に関する事業に取り組んでいる。

「住まい」は生きる上での基盤であり、もっとも重要な支援施策の一つである。全国の住宅確保要配慮者から当法人に寄せられる相談に関して、会員団体や各地域の自治体窓口、不動産事業者等と連携して、住まいの提供および生活の支援に取り組んでいく。

さらに、ネットワーク組織の強みを生かし、居住支援の研修会開催や、情報提供など、会員相互の向上を図り、居住支援の発展に貢献する。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
法第62条第一号に掲げる業務	予定無し				
法第62条第二号に掲げる業務	「住まい確保支援事業」 住まい確保に関する相談窓口の設置と、相談者への自治体や、支援団体、不動産店の紹介	事務所 全国	4人	障害・高齢・生活困窮者等 月約200件の問い合わせ対応	18,000
法第62条第三号に掲げる業務	「生活支援サービス事業」 生活安定に関する相談者に、自治体窓口や社会福祉協議会、支援団体等の紹介	同上	上記に含む	上記に含む	上記に含む

法第62条第4号に掲げる業務	予定無し				
法第62条第5号に掲げる業務	予定無し				
法第62条第6号に掲げる業務	「会員相互の普及啓発活動」 居住支援に関する法制度や各団体の取り組みなどの学習会の実施や、関連情報の提供	東京、 大阪、 名古屋等	2人	会員約80団体	500

<p>連携内容①</p> <p>地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省「生活困窮者に係る支援情報サイト及び総合相談窓口の設置事業」(すまこま)を受託し、サイトを運営。厚労省のホームページにもリンク。 ・この「すまこま」を通じて電話およびメールによる相談を受け付け、自治体や支援団体、不動産事業者につなげることで、住宅要配慮者の居住先の確保に努める。 ・生活保護や生活支援等についても、全国の自立相談支援機関や、社会福祉協議会などにつなげ、居住後の生活が成り立つよう支援する。
<p>連携内容②</p> <p>要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体以外にも、全国に約80の困窮者支援団体の会員を擁しており、相互に連携して、緊急対応やアウトリーチ、窓口手続き支援などにも対応する。 ・年に数回、居住支援や困窮者支援等をテーマにした勉強会を実施。
<p>人材育成</p> <p>支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談受付担当は、初期講習や、社外の支援者講習等への参加を推進。 ・一般社団法人伴走型支援協会が実施する「伴走型支援士」の資格取得も推奨している。

(備考)

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号。以下「法」という。)第62条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。

- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第62条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。